条 例 素 案 の 概 要

1 条例制定の経緯等

令和8年4月から、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間 単位等で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)が本格実 施されます。

この事業に関する設備及び運営に関する基準は、実施主体となる各市町村において、 条例で定めることとされており、鹿児島市においても内閣府令(令和6年11月府令 案通知、7年1月上旬府令公布予定)に定める基準に従い、条例を制定する必要があ ります。

また、本市における「乳児等通園支援事業」は、本条例の制定後、実施事業者の選定や認可を行い、令和8年4月から実施することとなります。

なお、令和7年度中に当該事業を実施する場合は、事前に市議会で本条例及び関係予算を審議のうえ実施します。

2 制 定 す る 条 例

鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

3 この条例で定める基準

「児童福祉法」により、条例で基準を定める際には

- ①「従事する者及びその員数」や「児童の適切な処遇」「安全の確保」「秘密の保持」 「児童の健全な発達」に関するものについては、府令で定める基準に「従い」、
- ②上記以外の規定については府令で定める基準を「参酌」することとしています。

なお、具体的な基準内容については、別表「鹿児島市乳児等通園支援事業の設備及 び運営の基準に関する条例素案」をご確認ください。

(用語の定義:「地方分権改革推進計画について(平成21年12月15日閣議決定)」)

	法的効果	異なるものを定めることの許容の程度
従うべき基準	条例の内容は、法令の「従 うべき基準」に従わなけれ ばならない	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	条例の制定に当たっては、 法令の「参酌すべき基準」 を十分参照した上で判断し なければならない	地方自治体が法令の「参酌すべき基準」を 十分参照した結果としてであれば、地域の 実情に応じて、異なる内容を定めることが 許容されるもの。

4 条例制定にあたっての本市の考え方 ~国の基準との違いについて~

本市の実情に府令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、基本的に府令が示している基準をもって本市の基準としますが、以下の内容が、 国の基準と異なる点(市独自基準)となります。

「鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年鹿児島市条例第 50 号)」や「鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年鹿児島市条例第 37 号)」などの基準と同様に規定するもの

〇非常災害対策

- 立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に 対する具体的計画を立てる義務
- ・ 策定した非常災害対策計画を職員及び利用者に向けて掲示する義務 等

5 条例の制定及び施行予定日

国においては、令和8年4月1日から乳児等通園支援事業を本格実施することとしており、令和7年度中に制定し施行することを予定しています。